

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	4
許認可等の種類	看護大学の授業料の減免			
根拠法令条例等・ 条項	長野県看護大学条例第8条 長野県看護大学の授業料等に関する規則第4条			
許認可等の概要	授業料の減免申請に対する承認			
審査基準 (未設定の場合は その理由)	<p>1 長野県看護大学の授業料等に関する規則第4条第1項第1号による減免を受けることができる者は、次の各号に掲げる基準に該当する者とする。</p> <p>(1) 本人及び生計維持者(大学等における修学の支援に関する法律施行規則((文部科学省令第6号)以下「施行規則」という。)第10条第4項に規定する者。以下同じ。)が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であるとき</p> <p>(2) 生計維持者が、地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項第1号若しくは第3号又は同条第3項の規定により、市町村民税が非課税とされているとき</p> <p>(3) 生計維持者の死亡、障害、又は傷病等により前各号に準ずる程度に、著しく生活が困難となったとき</p> <p>(4) 生計維持者が、災害、生業不振その他の理由により、第1号及び第2号に準ずる程度に著しく生活が困難となったとき</p> <p>(5) その他特別な理由により、前各号に準じる者として学長が認めるとき</p> <p>2 前項の規定により減免の対象となる者は、施行規則第9条第3項、第10条第1項第1号、第8号、第9号、第2項、第3項及び第4項の基準を満たすものとする。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	速やかに			

期間の制定根拠	
---------	--